

# ○報道・著述・学術研究分野に係る個人情報保護規程

全部改正 会長指示  
平成 29. 4. 18

改正 2019. 3. 12

## (目的)

第1条 この規程は、NHK個人情報保護方針に基づき、NHKが次の各号に掲げる者として当該各号に掲げる目的で個人情報を取り扱う場合について、その取扱いを自主的かつ適正に行うために必要な事項を定めることを目的とする。なお、この規程で使用する用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第2条に規定するところによる。

- (1) 報道機関 報道の用に供する目的
- (2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- (3) 学術研究を目的とする機関もしくは団体またはそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

## (従業者の義務)

第2条 NHKの組織内にあつて直接間接にNHKの指揮監督を受けてNHKの業務に従事している者（雇用関係にある職員、契約職員（雇成型、委託型）、スタッフ就業規則で定義するスタッフ、嘱託および派遣労働者のほか、役員等を含む。以下「従業者」という。）は、前条に規定する場合は、この規程に基づき、個人情報（本規程においては、前条各号に掲げる目的で取り扱う個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

## (適正な取扱い)

第3条 個人情報は、第1条の目的の範囲を超えて取り扱ってはならない。

## (安全管理措置)

第4条 個人データ（本規程においては、第1条各号に掲げる目的で取り扱う個人情報に関する個人データ（個人情報保護法第2条第6項に規定する個人データをいう。）をいう。以下同じ。）の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じる。

## (管理責任者)

第5条 個人データの安全管理措置については、部局長をその責任者とする。

## (安全管理措置として講じる事項)

第6条 個人データについては、次に掲げる安全管理措置により、適切に管理を行う。

- (1) 個人データの記録された物を保管する場所への出入りの管理（当該出入りを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定を含む。）
- (2) 個人データに係るアクセスを行うための電子計算機の利用の管理
- (3) 第1号の場所からの個人データの記録された物の持出しの管理（当該持出しの方法の限定を含む。）

- (4) 個人データに係るアクセスの管理（アクセス権限者の限定、アクセス権限者の確認、当該アクセス記録の保管を含む。）
  - (5) 個人データの記録された物の紛失、盗難およびき損を防止するために必要な措置
  - (6) 個人データに係る電気通信回線を通じた不正なアクセスを防止するために必要な措置
- 3 前項の区分を含む、個人情報 の安全管理措置については、本規程によるほか、別に定めるところによる。

（従業者の監督）

- 第7条 従業者に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行う。
- 2 前項の監督を行うにあたっては、従業者を対象に、個人データの取扱いに係る従業者間の責任の分担および個人データの適正な取扱いについて、当該個人データの安全管理が図られるために必要な研修その他の啓発を行う。

（委託先の選定）

- 第8条 個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合（個人データの取得を伴う業務を委託する場合を含む。以下同じ。）は、その取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者の中から委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って委託先を選定する。

（委託先の監督）

- 第9条 個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。
- 2 委託先に対して前項の監督を行うにあたっては、委託先との契約において、次に掲げる事項を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、当該契約の内容について見直しを行う。
- (1) 委託先がその取扱いを委託された個人データの漏えい、滅失またはき損の防止のために講じる必要かつ適切な措置の内容
  - (2) NHKおよび委託先の責任に関する事項（委託先がその取扱いを委託された個人データの取扱いに関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨を含む。）
  - (3) 委託先がその取扱いを委託された個人データの取扱いの全部または一部を再委託する場合における当該再委託に関する事項（当該委託先が、その取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者の中から再委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って再委託先を選定する旨および当該再委託先に対する必要かつ適切な監督を行う旨を含む。）
  - (4) 契約終了時の個人データの取扱いに関する事項
  - (5) 契約の内容を遵守しなかった場合の措置に関する事項

（個人情報保護管理者の選任）

- 第10条 会長は、NHKにおけるこの規程の実施および運用に関する責任と権限を持つ者として、役

員等の中から個人情報保護管理者を指名する。

(個人情報保護責任者の選任)

第11条 個人情報保護管理者は、本部各部局および各放送局におけるこの規程の実施および運用に関する責任と権限を持つ者として、安全管理措置の責任者である各部局長を、個人情報保護責任者に指名する。個人情報保護責任者は、個人情報のセキュリティ対策、苦情への対応など本規程を実施する。

(個人情報保護担当者の選任)

第12条 個人情報保護責任者は、所管する部局および放送局において適宜、個人情報のセキュリティ対策、苦情への対応など本規程を実施する個人情報保護担当者を指名する。

(苦情への対応)

第13条 個人情報の取扱いに関する苦情については、次に掲げる場所で受け付ける。

- (1) ふれあいセンター
- (2) NHK放送センター
- (3) 全国の放送局

2 受け付けた苦情に対しては、内容に応じ、該当する部局の個人情報保護責任者の責任において、迅速かつ適切に対応する。

(NHK個人情報保護規程の準用)

第14条 監査および漏えい時の対応については、NHK個人情報保護規程第50条（監査の実施）および第51条（漏えい等に関する対応）を準用する。

付 則 （平成29年4月18日）

（施行期日）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

付 則 （2019年3月12日）

（施行期日）

この規程は、2019年3月12日から施行する。